*

DV 防止法これからの課題 ~子どもの面会交流に公的支援を

*

DV相談件数の増加

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、DV防止法)は、平成13(2001)年に施行され、2度の改正を経て、平成26(2014)年1月から3度目の改正法が施行されました。改正の度に適用範囲が拡大され、3度目の改正法では、「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力」にも準用されることになりました。

配偶者暴力相談支援センターでの相談件数も年々増加しており、平成25年度では99,961件で、平成14(2002)年度相談件数35,943件の3倍に迫ろうとしています(内閣府調べ)。また、警察における暴力相談等の対応件数(相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理など)も、平成25(2013)年度は49,533件で、平成14年度の14,140件の3.5倍と、年々増加しております(警察庁調べ)。

平成23年度に行われた内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によれば、配偶者(事実婚や元配偶者を含む)、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかをひとつでも受けたことのある人の割合は3人に1人です(内閣府)。

DV被害者が 失うものの大きさ

私が、日々法律相談や離婚事件等を担当している中でも、DVは加害者の年齢や職業、収入、地位などに関わらず、広く社会に蔓延している問題だと感じています。一方、DVの被害者が受けるダメージは、いろいろな面で

表れています。被害者の多くは、別居 後も居場所を隠さざるを得ず、従前の 生活から多くのものを切り捨てて、再 出発せざるを得ません。そのことによ る社会的、経済的不利益は軽視でき ないものがあります。また、精神的被 害も、ある日突然フラッシュバックとい う形で襲ってくることがあります。

今後の課題~ 面会交流の公的支援

最近では、特に、子どもの面会交流 をめぐる問題が、夫婦の離婚問題を解 決するネックになっていると痛感しま す。小学生くらいまでの年齢であれば、 面会交流には親同士の協力が不可欠 です。ですが、DVの場合、別居中や 離婚後に親同士が協力関係をもつこと じたいが難しいのです。通常、被害者 は加害者と会うことを怖がっています ので、直接子どもの受け渡しをしたり、 幼い子どもの付き添いをすることは困 難です。また、付き添いができないか らといって、幼い子どもだけを相手に 渡すことにも不安が拭えません。時に は、子どもと加害者だけにすると、今 度は子どもが被害者になるのではない かという心配をされる方もあります。

また、被害者が、DVをふるった相手に子どもを会わせることじたいに強い抵抗を感じることも多いです。

ですが、DVの加害者だからといって、親子の交流を断ち切ることが、子どもの福祉の観点からみて適切なのかというと必ずしもそうとはいえないところにも難しさがあります。まさにケース・バイ・ケースですが、DVの加害者のすべてが子どもに対して害を及ぼすともいい切れません。加害者自身、精神的に未熟なまま親になってしまったが、適切な援助があれば、親として成長できるのではないかと思えるような場合もあります。

大阪では、面会交流を援助する FPIC(家庭問題情報センター)という NPO が活動されていますが、現在、日 本では、子どもの面会交流に関する公 的な支援は全くなく、それはDVが原 因で離婚した場合でも例外ではありま せん。ですが、安全な面会交流の場所 の提供や、付き添いや見守りなど、適 切な公的支援があれば、面会交流を 通じて、親子ともに人間として豊かに 成長していけるケースも沢山あるので はないかと感じています。また、安心 できる公的支援が約束されていれば、 被害者も、不安感や孤立感をもたずに、 離婚後の面会交流を肯定的にイメー ジすることが可能になります。

今後の課題として、私は、子どもの 面会交流に関する公的な支援の実現 をあげたいと思います。

弁護十

段林和江(だんばやしかずえ)

1980年4月に弁護士登録 (大阪弁護士会所属)、現在に至る。 専門分野は、離婚、DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、相続、成年後見、 債務整理、労働問題など。2004年4月に立命館大学法科大学院教授として 家族法、ジェンダーと法、リーガルクリニックを担当し、2007年3月退任。 一般法人大阪府男女共同参画推進財団理事、大阪府立労働センター特別相 談員、堺市男女平等推進審議会委員、堺市DV法律相談員など。